



“何を言うか”と“どのように言うか”

2004年の発達障害者支援法施行(2016年改正)で、発達障がいが法令に定義付けられたことや、2007年に特殊教育が特別支援教育に転換され、対象が通常の学級に在籍する障がいのある子(特別な教育的ニーズのある子)にまで広がったことを受けて、発達障がいが一躍脚光を浴びるようになり、それに伴って、特別支援学級や通級指導教室の指導方法が、通常の学級でも意識されるようになってきました。

例えば、声かけ一つを取ってみても、「〇〇さん、席に着きます」など、「□□□します／しません」といった短い指示の出し方など、当初は新鮮な響きがありました。

■「～しません」(禁止)よりも「～します」の方が、子どもには分かりやすい指示です。

ただ、いくら言葉を工夫しても、**語気や表情、姿勢**などによっては、子どもは「僕は叱られている」「先生は僕を怒っている」「先生は怖い」「先生は僕が嫌いなんだ」などとネガティブに受け止めたり、「先生なんて嫌いだ」「先生が悪い」「先生はあっち行け」と教師への嫌悪感や敵意をむき出しにしたりして、かえって状態を悪化させることになりかねません。特に、「〇〇さん、席に着きます」などと何度も繰り返すうちに、教師に怒りや焦りなどネガティブな感情が募ってくると、つい言い方が早まり、語気も荒くなりがちです。

■語調を保つには、壊れたレコード(針飛びして同じ箇所を繰り返す)のように、と言われますが、今どきピンと来ませんか。なお、語調を保っても、愛着の問題を抱える子に対しては、同じ指示を何度も繰り返して言うのは逆効果であることが多いので注意が必要です。

人と人とのコミュニケーションに関しては、アメリカの心理学者アルバート・メラビアンによる**メラビアンの法則**が有名です。この法則をめぐっては、「相手に及ぼす影響は、言語情報7%、聴覚情報38%、視覚情報55%である」の意味が正しく理解されず、「コミュニケーションにおいては、言語情報より非言語情報(視覚情報・聴覚情報)の方が重要だ」と誤解されやすいのですが、決して言語情報を軽視して良いということではありません。

法則の本来の意味は、「**言葉と表情・態度・言い方との間に矛盾があった場合には、非言語による情報が重視される**」というもので、そのウエイトが、言語情報：聴覚情報：視覚情報＝7：38：55の割合とされています。つまり、字面上は適切もしくはポジティブな物言いでも、言い方がきつかったり表情が険しかったりすれば、そうしたネガティブな非言語の情報の方が、言語情報より数倍の影響をもたせて相手に受け取られるということです。

言葉と感情を一致させるのは、思いのほか難しいものです。「ここは認めてやらねば…」「にこやかに褒めてあげないと…」と分かっているのに、日ごろ苦戦を強いられていると、顔がこわばってしまったり、声が上ずってしまったりすることもあるでしょう。それでも、まずはその難しさを自覚することからです。**自覚がないままの感情任せの言動が、子どもを最も傷付けるものです。**時には何らかの教育的な意図があっても、ネガティブな発信を行う場合も

あるかも知れませんが、いずれにせよ、教師には**自身の感情状態を、自らが第三者的視点をもって捉える、いわゆるメタ認知を働かせることが求められる**と言えるでしょう。

教科書を出します

←私を見る私

あらあ
だいぶ
きてるわ
ワタシ

←私

コワッ！

担当 学校生活適応支援アドバイザー(飯山・大瀧)
TEL 639-4392